

習志野市教育委員会会議録
(平成28年第8回定例会)

- 1 期 日 平成28年8月17日(水)
教育委員会1階大会議室
開会時刻 午後1時45分
閉会時刻 午後2時25分
- 2 出席委員 委 員 原 田 孝
委 員 貞 廣 齋 子
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 櫻 井 健 之
生涯学習部長 井 澤 修 美
学校教育部長次長 小 熊 隆
学校教育部副参事 竹 田 佳 司
教育総務課長 小野寺 良 夫
学校教育課長 高 橋 孝 志
指導課長 上 原 宏
習志野高校事務長 長 沼 仁
総合教育センター所長 米 澤 弘 実
社会教育課長 佐々木 博 文
生涯スポーツ課長 柴 野 文 明
青少年課長 佐久間 心 之
青少年センター所長 浦 野 哲
菊田公民館長 関 文 雄
大久保図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 三 角 寿 人
学校教育部主幹 奥 山 英 俊
学校教育部主幹 田 中 憲一郎
学校教育部主幹 小 澤 由 香
学校教育部主幹 鵜 沢 慈 彦

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成28年度教育費予算案(9月補正)について
- (2) 放課後児童健全育成事業における民間活力の導入について
- (3) 臨時代理の報告について
【工事請負契約の締結について(第二中学校体育館改築工事(建築工事))】
- (4) 臨時代理の報告について
(専決処分した事件の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について))

第3 議決事項

- 議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 議案第39号 平成29年度習志野市立幼稚園園児募集要項について
- 議案第40号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

5 会議内容

原田委員が

平成28年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

原田委員が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(4)並びに議案第40号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員が

非公開部分の会議録について、報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(4)は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員が

平成28年第7回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(2) 放課後児童健全育成事業における民間活力の導入について (青少年課)

佐久間青少年課長

はじめに、平成29年4月より津田沼小学校内の2つの児童会において、民間事業者へ業務委託を行う方向で、今後、事務手続きを進めていくことになった。このことについては、平成27年4月の児童福祉法の一部改正により、受入児童の拡大や支援員の資格の明確化など、放課後児童会の運営が大きく変わった。このことに伴い、受入児童の増加への対応として、施設整備及び支援員の確保が喫緊の課題となった。今年度当初においても、待機児童が昨年度の倍以上となる54名発生している。施設整備については、学校余裕教室を活用して整備しているが、支援員の確保については、平成28年度から賃金を284円引き上げ、時給を1,324円とし、支援員確保に努めているものの、昨年度並みの人員に留まっており、依然として厳しい状況下にある。この賃金引き上げによる確保策と並行して、民間活力の導入も検討した。

民間活力の導入を検討するにあたり、県内近隣市の運営状況について調査し、民間事業者への業務委託を導入している野田市、八千代市、浦安市へ、保育現場も含め視察を実施した。視察においては、支援員の確保状況や事業者の選定方法を重視して確認してきた。特にプロポーザル方式を採用した2市においては、保育の質を重視した事業者選定を行うことができ、市の意向に沿った職員の配置が履行され、保育の質が下がったとの保護者からの意見は聞かないとのことであった。このことから、本市においても業務委託を行うことは、支援員の確保策が達成できると判断し、平成29年4月から一部の児童会において、業務委託を実施する方向で準備を進めるといった結論に至った。事業者選定にはプロポーザル方式を採用し、津田沼小学校内にある2つの児童会を対象施設とする。

また、業務委託と併せて、指定管理者制度の導入についても検討を行ったが、支援員を確保し、待機児童の解消をすることが喫緊の課題であることから、現時点では導入までの期間が短い業務委託方式を採用する。しかしながら、次年度以降も児童数の増加が見込まれることから、将来を見据えて総合的に考えた場合、指定管理者制度を活用した運営も考慮すべきと考えている。

今後のスケジュールとしては、9月に募集要項を公表し、11月に委託先事業者を決定する。来年2月から3月にかけて児童会職員と民間事業者との引継ぎをし、4月から業務委託を開始する、と概要を説明

貞廣委員

視察検証の結果、業務委託という結論に至ったという説明があったが、その中で、プロポーザル方式での事業者選定、2カ月の引継期間を設けることなど、かなり慎重な施策が取られており、適切に進められていると見受けられる。このまま進めてほしい。競争入札になってしまうことを心配していたので、プロポーザル方式と聞いて安心した。今回の民間委託の背景は待機児童の増加であり、さらにその背景は、支援員不足により十分なサービスが提供できないことだと思う。視察をした他市の支援員確保については、民間活力の導入によって従前より改善されたのか。それともその市ではもともと支援員不足の問題はなかったのか、と質問

佐久間青少年課長

他市の支援員確保について、視察した3市のうち、1市は競争入札で事業者を選定しており、契約が年度末になってしまったこともあり、準備期間が短くなってしまい、支援員の確保に苦慮したと聞いている。他の2市はプロポーザル方式で業者を選定しており、各市が要求する支援員の確保・配置基準や、支援を要する児童への加配についても、満足のいく配置が可能となっているということであった、と回答

貞廣委員

市が募集すると集まらない人手が、なぜ民間を導入すると確保できるようになるのか。おそらく、民間事業者には独自のノウハウやネットワークがあるのだと思うので、ぜひこの機会に「どうしたら人が集まるのか」を考えていただき、今後の本市の他の施策にも活かしてほしい、と要望

佐久間青少年課長

業務委託をし、民間事業者と交流を深める中で、民間事業者の持つ人材確保のノウハウを市直営の児童会の運営に活かしていきたい、と回答

原田委員

プロポーザル方式とはどのようなものか、と質問

佐久間青少年課長

契約方法には競争入札方式とプロポーザル方式とがあり、競争入札だと金額面での選定・契約となる。プロポーザル方式では、各事業者に参加表明をしていただき、その事業に対してどのような考えを持っているかなどをプレゼンテーションしていただき、内容を重視して選定を行う、と回答

原田委員

競争入札で選定した市では、質的保障に難があったと説明があったが、保護者から、保育の質が下がったという意見はなかったという説明もあった。具体的にはどのような点に難があったのか、と質問

佐久間青少年課長

経費の削減は出来たが、職員の手配に苦慮した中で、引継ぎがスムーズにできなかったという話であった、と回答

原田委員が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会では、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告書として作成し、議会に提出するとともに公表することとなっている。本議案は、法律の趣旨に則り、平成27年度における本市教育委員会の実施事業等を対象とした、点検及び評価結果報告書について提案するものである。これまでに協議をいただきながら取り纏めたものであるが、本定例会では議案として審議をいただくものである。なお、本報告書については、教育委員会会議での議決後、市議会9月定例会で提出を予定している。また、点検・評価の結果は、平成29年度の教育行政方針の策定、今後の予算編成に反映するとともに、事務事業の改善等に活かしていく。

本日は、報告書の中で修正した点について、説明する。資料は、平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書のうち、概要版について、実績を伸ばしている

施策例の一つであるが、基本方針として定めた、「地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり」では、地域住民との協同による防犯・補導活動の推進を施策として掲げ、安全を守るシステムづくりに取り組んできた。このことについて、補導件数とパトロール数の推移をグラフ化し、掲載している。評価として、前回の定例会で協議をさせていただいた際、『ゲームセンターでの声掛けや補導パトロール数を増やしたことに伴って補導件数が減ってきていることは、このことが抑止力に繋がっていることが見てとれます。また、「子ども110番の家」も現在1,018件となっており、当事業が発足した平成10年の684件から大きく増加』と説明したが、ゲームセンターでの声掛けや補導パトロール数を増やしたことのみが、非行の抑止力に繋がっていることである、と誤解を生じる表現であると判断したことから、資料に記載のとおり「補導件数が減少している理由としては、地域や他機関のパトロール実施、交通法規の改正、たばこの販売方法の改善等様々な要因はありますが、当センターによるパトロールや声掛けを増やしていることも非行の抑止力の一因にもなっていると思われる。」と改めた。また、「子ども110番の家」も現在1,018件と説明したが、正しくは、平成27年3月末現在1,017件であり、このように訂正することについて、了承をいただきたい。

なお、前回の定例会の中で意見をいただいた、施策効果の数値化については、参考までに、市川市、相模原市や川越市では、取組事業に対して成果指標を数値化し施策評価を行っていることを確認したので、他の自治体のものを参考にしながら、平成29年度の報告書は、更に改善・改革し、少しでも分かりやすく情報発信を行うことで、市民の方々に説明責任を果たしていきたいと考えている、と概要を説明

貞廣委員

数値化された指標による評価について考えていただいたことは重要である。教育に関わることには、数値化になじむ事項が少なく、どんどん数値化してほしいということではないが、政策にエビデンスが求められる潮流があるため、数値による評価が求められた時に慌てずに、且つその場限りでなく対応できるよう、準備を進めてほしい。また、概要版についてはカラー印刷で発行するのか。白黒の今の状態ではグラフの凡例が分かりにくいと思うので、カラーにするか、白黒でもグラフを斜線にしたり網掛けにしたりするなど工夫してほしい、と要望

小野寺教育総務課長

概要版については意見として受け止める。また数値化については、全てに対応することは難しいが、耐震化率やトイレの改修率など数値で進捗状況等を訴えた方が良いものについては、積極的に数値化していきたいと考えている、と回答

原田委員が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第39号 平成29年度習志野市立幼稚園園児募集要項について (学校教育課)

鵜沢学校教育部主幹

本議案は、習志野市立幼稚園管理規則の規定により、平成29年度習志野市立幼稚園園児募集について、募集要項を定めようとするものである。まず、募集人員については、習志野市立幼稚園管理規則第17条に規定されている各園の定員に基づき、定めようとするものである。募集人員について、昨年度からの変更点としては、平成29年4月1日より、市立つくし幼稚園及び実

花幼稚園が私立こども園に移行することに伴い、両幼稚園の募集を行わなくなることである。一方、4月1日から両こども園を運営する各法人による平成29年度短時間児園児募集については、市立幼稚園と同様の日程で行う予定である。応募資格については、資料に記載のとおりである。

次に、応募できる幼稚園等については、募集人員と同様に、つくし幼稚園及び実花幼稚園で募集を行わないという点が昨年度との変更点である。

次に入園願書及び認定申請書の配布以降については、昨年度から日程の変更のみで、資料に記載のとおりである。

なお、本募集要項に基づく来年度の募集の内容については、広報習志野10月1日号及び市のホームページで市民に周知していく。平成29年度も公立幼稚園の円滑な運営と教育内容の充実を目指して取り組んでいく、と概要を説明

原田委員

私は幕張本郷に住んでいるが、幕張本郷と屋敷幼稚園はとても近い。幕張本郷に住む千葉市民の方から、ここから屋敷幼稚園に通わせることはできないかと聞かれることがよくある。私が教育委員会事務局に在籍していた頃には通っている子どもが特例で何人かいたと記憶しているが、現在は幕張本郷に住む子どもが屋敷幼稚園に通うことはできないのか、と質問

鶴沢学校教育部主幹

特例はなく、市立幼稚園に入園できるのは習志野市民に限られる、と回答

原田委員

今後、市外からも受け入れるということは考えないのか、と質問

鶴沢学校教育部主幹

今のところは検討していない。しかしながら、今後、大久保保育所と新栄幼稚園を合併して大久保こども園をつくる計画もあることから、園区については考えていかなければならないと思っている、と回答

原田委員

幼稚園の園児数は定員に達しておらず、他市からも受け入れる余裕はあると思う。保護者としては、市外であるが近いので通わせたいと思うのは自然だと思う、と発言

小澤学校教育部主幹

公立幼稚園の保育料は1人9,800円である。しかしながら、実際は1人9,800円では運営できず、市税を活用して保育を実施しているということもあり、市民に限定している、と回答

原田委員

習志野高校も市立だが、市外から受け入れている。幼稚園も同じようにできるのではないかと質問

小澤学校教育部主幹

保育所の場合は市外からでも受け入れているが、その場合には、例えば船橋市の子どもであれば、船橋市から不足の経費として負担金をもらうという仕組みになっている。経費の観点からの

説明になってしまうが、今のところは市民限定としている、と回答

原田委員

そのような意見もあるということを覚えておいてほしい、と要望

原田委員が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年9月28日(水)午後1時30分に決定された。

<報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(4)並びに議案第40号については非公開。
ただし、報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(4)については、平成28年9月1日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(1) 平成28年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

報告事項(1)は、平成28年教育委員会第7回定例会において議決され、市長に申し入れを行った補正予算についての報告である。平成28年度教育費予算案(9月補正)は、市長事務局と協議を重ねた結果、このたびの債務負担行為は、申入れを行った債務負担行為の限度額は73億2千万円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内に対して、確定額は72億9千543万1千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内となった。

申し入れを行った給食センター施設整備・維持管理運営PFI事業は、事業概要等の欄に記載のとおり、初期整備費、維持管理費や運営費、支払利息などについて査定を受けているが、事業の実施に係る債務負担行為の設定については認められたものである。また、この限度額の変更に伴い、平成28年度以降の支出予定額が80億2千497万5千円、地方債が16億2千760万円、一般財源の額が62億486万1千円となった。

この事業費の変更に伴って、「公共側が自ら実施した場合に、事業期間全体を通して、いくらの財政負担になるかを現在の価値に計算してあらわしたものと」「PFI事業として実施した場合、事業期間全体を通して、いくら民間事業者を支払うことになるかを計算したもの」との比較、いわゆる、VFM(バリュー・フォー・マネー)の算定に変更が生じているので、その詳細内容は、担当課より説明する。

なお、この補正予算案は、9月1日から開会予定の平成28年習志野市議会第3回定例会に提案させていただくことで協議が整ったものである、と概要を説明

田中学校教育部主幹

VFMの変更内容について説明する、財政負担の削減効果について、市が直接実施する場合の公共負担額は84億500万円、PFIで実施する場合の公共負担額は77億5千400万円となり、

削減率は7.7%である。これらを現在価値に直すと、それぞれ70億8千700万円、64億5千200万円となり、削減額は6億3千500万円となる。削減率については、6月に報告した際には8.4%であったが、今回、再度算定した結果、9.0%となった、と概要を説明

原田委員が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(3) 臨時代理の報告について

【工事請負契約の締結について(第二中学校体育館改築工事(建築工事))】 (教育総務課)

小野寺教育総務課長

報告事項(3)は、第二中学校体育館の改築に係る建築工事の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

このたびの工事請負契約は、契約金額を7億2千102万9千600円、契約の相手方を千葉市にある、池田工建株式会社とするものである。工事期間は、契約日の翌日から平成30年1月31日までとなる。体育館改築工事、これに付随する渡り廊下設置工事、既存体育倉庫等の解体工事の内容は、資料に記載のとおりである。このほか、工事場所や建築する体育館の平面図や立面図も、資料に記載のとおりである。

なお、この建設工事に際し、予定価格が1億8千万円を超える工事の請負は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で、工事契約の締結について、議会での議決が必要となることから、議案として議会に提案するもので、平成28年習志野市議会第3回定例会の中で議決をいただくとするものである、と概要を説明

原田委員が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 臨時代理の報告について

(専決処分した事件の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について))
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

報告事項(4)は、専決処分した事件の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定及び和解を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

このことは、損害賠償の額の決定及び和解するにあたり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法179条第1項の規定により専決処分したことから、議会に報告し承認を求めようとするものである。

内容は、平成27年10月2日、習志野市香澄四丁目6番1号先路上において、強風により倒れた香澄小学校正門脇の樹木と接触した車両が損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、和解したものである。なお、損害賠償額は、177万2千819円、損害賠償及び和解の相手方、和解の要旨については資料に記載のとおりである、と概要を説明

原田委員

損害賠償額が約177万円という説明であったが、新車が1台買えるくらいの金額だと思う。なぜこのような金額になったのか、と質問

小野寺教育総務課長

自分の車に乗れなかった間のレンタカー代を含み、修理代約140万円とレンタカー代約30万円を合わせてこの金額となった。また、ハイブリット車で電気周りの損傷が大きかったため修理費用が嵩んだ、と回答

原田委員が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

議案第40号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について

(社会教育課)

佐々木社会教育課長

習志野市文化財審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第40号は原案どおり可決された。

原田委員が

平成28年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言